

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 輸入通関関係 第 2 節 航空少額関税無税貨物の輸入申告 （航空少額関税無税貨物の簡易通関扱い） 2－1 輸入（納税）申告書の品名欄における課税価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。）が 20 万円以下の航空貨物（次のいずれかに該当するものを除く。以下「航空少額関税無税貨物」という。）については、この節 2－2 及び 2－3 の定めるところにより、航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、この限りでない。 (1)～(4) （省略） <u>(5) 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定附属書 2－A 第 3 編第 B 節に規定する特定の原産品についての関税上の特惠待遇を適用するための制度の対象となるもの</u> <u>(6)</u> （省略） <u>(7)</u> （省略） <u>(8)</u> （省略） <u>(9)</u> （省略）	第 5 章 輸入通関関係 第 2 節 航空少額関税無税貨物の輸入申告 （航空少額関税無税貨物の簡易通関扱い） 2－1 輸入（納税）申告書の品名欄における課税価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。）が 20 万円以下の航空貨物（次のいずれかに該当するものを除く。以下「航空少額関税無税貨物」という。）については、この節 2－2 及び 2－3 の定めるところにより、航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、この限りでない。 (1)～(4) （同左） <u>（新規）</u> <u>(5)</u> （同左） <u>(6)</u> （同左） <u>(7)</u> （同左） <u>(8)</u> （同左）